

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第10版

(定義)

第1条 主催者からの申請に基づき本連盟障害馬術本部が審査の上、承認し公示する全日本障害馬術大会出場資格取得に関する認定種目を含む障害馬術競技会を公認障害馬術競技会（以下公認競技会という）と称す。

(競技会の体系)

第2条 公認競技会は、★★★（3スター）、★★（2スター）、★（1スター）のカテゴリーに区分する。なお、詳細は公認障害馬術競技会カテゴリー制度細則に定める。カテゴリーの区分は、主催者が公認申請書にて申告するものとし、承認後は実施要項にその区分を明記しなければならない。

(事務処理)

第3条 公認の承認に関する事務処理については全て本規程による。

(申請)

第4条 ★★★および★★については、前年度の日程調整会議にて出席者に同意され、障害馬術本部が承認した公認競技会のみ申請できるものとし、開催の2ヶ月前までに申請書（様式A）を本連盟に提出するものとする。また、★については、開催の2ヶ月前までに申請書を提出すること。なお、当該年度の全ての公認競技会申請の締切は7月末日までとする。

2 本連盟の助成金または補助金の対象となっている競技会は公認競技会として承認しない。ただし、組成団体が主催する競技会を除く。

(公認申請料・種目認定料)

第5条 公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料及び種目認定料を納付しなければならない。

2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。

3 公認申請料は、各カテゴリー別に同一日程同一会場で開催の1競技会につき以下の料金とする。

★★★	105,000円	（消費税込み）
★★	52,500円	（消費税込み）
★	31,500円	（消費税込み）

4 種目認定料は、認定競技として実施する1競技につき10,500円（消費税込み）とする。

5 納付された公認申請料は、いかなる場合でも返却しない。

(承認)

第6条 審査は障害馬術本部競技実施委員会が行い、本部長承認の上で文書にて通知するものとする。

2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。

3 承認通知が発行された以後は、認定種目の追加は原則として認められないものとする。

(主催者)

第7条 公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。

(国際馬術連盟公認)

第8条 国際馬術連盟公認競技会を開催しようとする主催者は、前年度の公認競技会日程調整会議にて出席者の同意を得た上で、開催の4ヶ月前までに申請書（FEI 様式）を本連盟に提出し、併せて本連盟の公認を受けるものとする。

- 2 国際馬術連盟の公認料等については、主催者の負担とする。ただし、ワールドカップ予選競技会（CSI-W）は除く。

(審査事項)

第9条 審査事項は次の通りとする。

- ①競技会の名称
- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項（添付：種別、クラス、高さ、幅、個数、適用規程必須）
- ⑥予定参加馬頭数
- ⑦大会役員（上訴委員、審判員、コースデザイナー、スチュワード必須）
- ⑧会場競技設備概要（厩舎数、競技場／練習場サイズ）
- ⑨救護体制
- ⑩広報体制
- ⑪公認申請料の納付（振込み受領書の写し添付）

(必要条件)

第10条 申請にあたり、以下の条件を満たしていなければならない。

- ①馬のウェルフェアが確立されていること。
- ②公認競技会報告書に基づく審判長の調査に協力すること。
- ③審判団は、本規程第22条、第23条、第24条、第25条に従い編成すること。
- ④コースデザイナーは、本規程第26条による。
- ⑤上訴委員会を編成すること。
- ⑥人馬の救護体制が確立されていること。
- ⑦広報の体制が確立されていること。
- ⑧コースで使用する障害物の高さを実施要項に明記すること。
- ⑨ポイントを付与する競技は、最新のFEI規程を適用すること。
- ⑩屋外の競技場面積は約3,000㎡以上、練習場は約500㎡以上とする。

(大会役員)

第11条 大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。

(認定種目)

第12条 認定種目は、本連盟競技会規程第14条に規定するグレードごとに、ノーマル競技、グランプリ競技或いはスピードアンドハンディネスとして実施する競技とする。

- 2 各認定種目には、同一馬は1回限りの出場とする。
- 3 認定種目については、オープン参加は禁止とする。

(認定種目の適用規程)

第 13 条 認定種目の採点の適用規程は以下による。

- ① ノーマル競技(FEI 規程第 236 条 基準 A で採点する競技)は、第 237 条及び第 238 条を適用する。
 - ② スピードアンドハンディネス (FEI 規程第 239 条 基準 C で採点する競技) は、第 263 条を適用する。
- 2 適用規程は、実施要項に明記されなければならない。

(認定種目のコース)

第 14 条 コースの設計は以下の条件を満たさなければならない。

- ① 障害物の高さ、幅、個数の指定
 - a. 障害物の高さ、幅、個数及び速度は、本連盟競技会規程第 14 条を適用する。なお、最大の高さを有する障害物の個数はカテゴリー基準表 (別表)による。
 - b. 規定された最大幅のオクサー障害を 1 個以上設置すること。
 - c. ノーマル競技は、障害個数 10～13 個とすること。
 - d. スピードアンドハンディネスは、障害個数 12～15 個とする。
 - e. コンビネーション障害は、中障害 B 以上のクラスでは、ダブル障害 1 個とトリプル障害 1 個あるいはダブル障害 2 個が、必ず含まれていること。中障害 C 以下のクラスでは、ダブル障害 1 個以上とする。
- ② 障害物、掛け金 (カップ) は、規程に基づいたものであること。(FEI 規程及び FEI 障害馬術競技会メモランダムを参照)

(認定種目の参加資格)

第 15 条 認定種目に出場する選手は、日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上を取得している者のみとする。

- 2 認定種目に出場する競技馬は、本連盟の乗馬登録が完了し、ポイント対象となるいずれかのクラスのグレード申請を完了している馬匹でなければならない。

(インドア競技場)

第 16 条 インドアの競技場で実施する競技会については次の基準による。

- ①各実施クラスにおける障害物の高さは、本連盟競技会規程第 14 条を適用する。
- ②インドアの競技場で実施する高さ以外の認定種目基準は以下による。

カテゴリー	馬場の面積	障害物の幅	障害物の個数	速度
★★★ ★★ ★	2000 m ² 以上	大障害 160cm 以内 中障害 A 150cm 以内 中障害 B 140cm 以内 中障害 C 130cm 以内 中障害 D 120cm 以内 最高幅のオクサー障害を 1 個以上設置	ノーマル競技 10～12 個 <u>スピードアンドハンディネス</u> 11～13 個 ダブル障害 2 個またはトリプル障害 1 個とダブル障害 1 個を含むこと	ノーマル競技 350m/m
★★ ★	1200 m ² 以上 2000 m ² 未満	大障害 150cm 以内 中障害 A 140cm 以内 中障害 B 130cm 以内 中障害 C 120cm 以内 中障害 D 110cm 以内 最高幅のオクサー障害を 1 個以上設置	ノーマル競技 10～12 個 <u>スピードアンドハンディネス</u> 10～12 個 ダブル障害 1 個またはトリプル障害 1 個を含むこと	ノーマル競技 325～350m/m
★	800 m ² 以上 1200 m ² 未満	大障害 140cm 以内 中障害 A 130cm 以内 中障害 B 120cm 以内 中障害 C 110cm 以内 中障害 D 100cm 以内 最高幅のオクサー障害を 1 個以上設置	ノーマル競技 8～10 個 <u>スピードアンドハンディネス</u> 8～10 個 ダブル障害 1 個を含むこと	ノーマル競技 300～325m/m

※最大の高さを有する障害物の個数は別表カテゴリー基準に基づく

- ③天候などの諸事情により、競技場をアウトドアからインドアへと変更する場合、本条に従い
審判長が公認競技として認定する。但し、インドア競技場が条件を満たしていない場合、公認
競技として認定しない。

(公認の表示)

第 17 条 主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは
掲示物に「社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

(全日本障害馬術大会)

第 18 条 集計の対象期間に開催された公認競技会において実施された認定種目で獲得したポイントによ
りグレードごとに全日本障害馬術大会の出場権を付与する。グレードごとの頭数については、
会場の決定に合わせて発表する。

(グレードの宣言)

第 19 条 当該年の全日本障害馬術大会に出場を希望する馬匹所有者は、グレードを指定の書式（様式 C）により宣言するものとする。

- 2 当該年の全日本障害馬術大会が終了した後、グレードの変更がない限り同一グレードでの継続とする。
- 3 宣言する馬匹は、申告する時点で日本馬術連盟の登録馬とする。
- 4 馬匹の登録或いは更新手続きの不備により保留となった場合、更新手続きが完了するまでに得たポイントは無効とする。

(グレードの変更)

第 20 条 ポイント対象期間中、1 回に限りグレードの変更を認める。ただし、変更前に獲得したポイントは無効とする。

- 2 全日本障害パートⅡポイント集計締め切り以後から同年度の全日本障害パートⅠポイント集計締め切り日までをグレード変更禁止期間とする。

(ポイント集計)

第 21 条 ポイントの集計は、以下の通りとする。

①ポイントは、グレードの宣言を受理された馬匹に対して付与し下記の区分ごとに集計する。

- 大障害（A及びB）
- 中障害 A
- 中障害 B
- 中障害 C
- 中障害 D

②順位による基礎ポイントと出場人马数による係数（a）でポイントを算出する。

③競技会のカテゴリーに対して、全てのグレードに対して下記の係数を適用する。

- ★★★ 1.3
- ★★ 1.1
- ★ 1.0

ただし、中障害 C および D については、集計システムの整備が整い次第カテゴリー係数を適用する。

④中障害の各グレードにおいてポイントの対象となる頭数については、認定種目毎に出場人马数に対する比率を下記の通り定める。ただし、最大対象頭数は、上位 50 位までとする。

- ★★★ 70%
- ★★ 50%
- ★ 50%

⑤大障害については、完走馬匹をポイントの対象とし、最大上位 50 位までとする。

⑥基礎ポイントは、第 1 位を 100 とし順位が 1 下がるごとに 2 点ずつ減少し、以下の表の通りとする。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ポイント	100	98	96	94	92	90	88	86	84	82	80	78	76	74	72	70	68	66	64	62	60	58	56	54	52

順位	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
ポイント	50	48	46	44	42	40	38	36	34	32	30	28	26	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2

⑦完走しなかった馬匹にはポイントを付与しない。

⑧係数（a）の計算 $出 場 人 馬 数 / 100 + 0.8 = a$

⑨出場人马数とは、当該クラスに宣言した馬匹で本競技場に入場した人馬数をいう。

- ⑩★★★または★★の公認競技会において、予選競技を経て決勝競技を実施する場合の出場人馬数は、予選競技における出場人馬数とする。ただし、本項で取り扱う決勝競技は、1回の競技会あたり1つのグレードに対して1回のみとする。なお、2種目以上で予選を行う場合は、対象種目の宣言馬が多い予選競技の出場人馬数を対象とする。
- ⑪対象期間における認定種目への出場回数制限は行わない。
- ⑫馬匹が獲得したポイントのうち中障害の各グレードについては、ポイントの高い5つ、大障害についてはポイントの高い3つを有効として集計する。
- ⑬認定種目の成立には、対象となる宣言馬が2頭以上出場しなければならない。
- ⑭審判長が確認のうえ提出した電子データによる成績表を唯一の公式記録としてランキング集計する。

(審判長)

第22条 公認競技会の審判長は、審判長リストより主催者が指名し委嘱する。委嘱された者は、当該競技会の査定及び認定の任務を負うものとする。なお、審判長としての職務は主催者の委嘱に基づき通常通り行うものとする。

- 2 本連盟は、査定及び認定の任務に対し、競技実施日1日当たり10,000円を支給する。なお、審判長職務に対する経費（謝金、交通費、宿泊費等）は、主催者が負担するものとする。

(審判長リスト)

第23条 審判長リストは、ランキングポイントの締め切り時点で見直し、障害馬術本部で審査の上、更新する。

(公認競技会審判長の任務)

第24条 公認競技会審判長は、通常の審判長の任務に加え、認定種目が適正に実施されていることを確認しなければならない。なお、指導する点がある場合は、障害馬術本部に詳細を報告しなければならない。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され、記入漏れが無く、電子データとして日馬連事務局に提出されていることを主催者に確認すること。

- 2 審判長からの報告に基づき、障害馬術本部が諸規程の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することがある。また、対象種目として認定を取り消すことがある。

(審判員)

第25条 公認競技会の審判員は、3級審判員、2級審判員、1級審判員及びS級審判員の各資格者が務めることができる。なお、2級審判員については、審判長を務めることができない。また、3級審判員については、★（ワンスター）の競技会のみ従事できるものとし、主審及び審判長を務めることができない。

(コースデザイナー)

第26条 公認競技会のコースデザイナー及びアシスタントコースデザイナーは、コースデザイナーリストより主催者が指名し委嘱する。

(コースデザイナーリスト)

第 27 条 公認競技会★★★あるいは★★のコースデザイナーが務められる者として、下記の条件を満たしたコースデザイナー資格者の中から障害馬術本部が選定し、コースデザイナーリストに掲載する。

- ・ S 級コースデザイナー資格を有する者
 - ・ 過去 2 年以内に主催大会の担当コースデザイナーを務めた者
 - ・ 過去 2 年以内に国体馬術競技の担当コースデザイナーを務めた者
 - ・ 過去 1 年以内に公認競技会の担当コースデザイナーを務めた者
 - ・ 過去 1 年以内に 2 大会以上、主催障害馬術大会、国体馬術競技あるいは公認競技会においてアシスタントコースデザイナーを務めた者
- 2 公認競技会★のコースデザイナーは、1 級または S 級コースデザイナー資格者が務めることができる。
 - 3 2 級コースデザイナー資格者は、アシスタントコースデザイナーを務めることができる。
 - 4 リストは、ランキングポイントの締め切り時点で見直し、1 年間コースデザイナー業務に就いていない者はリストから削除する。
 - 5 コースデザイナー実務研修は、全日本障害馬術大会パート I、パート II 及び全日本ジュニア障害馬術大会で実施する。

(外国籍選手)

第 28 条 外国籍の選手は、その選手が所属する NF からのゲストライセンスの提出をもって騎乗者資格 B 級を有する者と同等に扱うものとする。ただし、全日本障害馬術選手権(決勝)には出場することができない。

(留意事項)

第 29 条 公認競技会として申請する場合は、次の事項について留意すること。

- ①馬場
 - a. 適度な広さ
 - b. 水はけおよび砂の深さが適当であること
 - c. 散水システム
 - d. ハロー掛け等のグラウンド整備
- ②安全性
 - a. 安全な障害物の利用
 - b. セーフティカップの採用
 - c. 一般観客に対する安全性の配慮
 - d. 人馬の救護体制の確立
- ③外来厩舎
 - a. 適切な広さ
 - b. 放馬防止対策
 - c. 馬洗場の設置
- ④観客および選手への配慮
 - a. 観客席の設置
 - b. 放送など音響設備の設置
 - c. 駐車場の確保
 - d. 飲食関係

(報告書)

- 第 30 条 主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面で本連盟事務局に提出すること。
- 2 審判長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式（様式 B）により本連盟事務局に報告するものとする。

(競技成績)

- 第 31 条 認定種目の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当審判員の署名を受けること。審判長には認定種目のみ電子データにて提出すること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。

(公認競技会における全日本ジュニア障害馬術大会出場資格)

- 第 32 条 公認競技会の認定種目は、全日本ジュニア障害馬術大会の出場資格が得られるものとし、選手は、異なる 2 つ以上の公認競技会において、出場予定と同等もしくはそれ以上のレベルの認定競技で 3 回以上の完走実績を必要とする。ただし、スピードアンドハンディネス競技は除く。取得期間は、前年度の全日本ジュニア障害馬術大会終了後から当該年度の全日本ジュニア障害馬術大会の申し込み締切日までに行われる公認競技会までとする。なお、基準を変更する場合は、全日本ジュニア障害馬術大会終了後に翌年度の基準を公表するものとする。

附則 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。平成 14 年 1 月 1 日から適用する。

附則 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。平成 15 年 1 月 1 日から適用する。
第 3 条、第 4 条 3、第 8 条⑦、第 13 条①a、第 15 条①、第 17 条、第 20 条③、第 26 条

附則 この規程は、平成 15 年 4 月 22 日より施行し、平成 15 年 1 月 1 日より適用する。
第 14 条、第 22 条

附則 この規程は、平成 15 年 11 月 10 日より施行し、平成 15 年 11 月 10 日より適用する。
第 14 条①

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。
第 14 条①、第 15 条 2、第 21 条⑩、第 22 条、第 24 条④、様式 B、様式 C
第 12 条 2 及び 3、第 20 条 2、第 21 条③削除
第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条新設

附則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
第 9 条⑦、第 10 条②③④、第 12 条、第 14 条①a、第 16 条①、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条

附則 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
第 12 条、第 14 条

附則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
第 6 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条

附則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
第 16 条

附則 この規程は、平成 21 年 10 月 14 日より施行する。
第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 14 条、第 16 条、第 21 条、第 24 条、第 25 条、
第 27 条、第 28 条、第 32 条

附則 この規程は、平成 22 年 3 月 4 日より施行する。
第 14 条、第 21 条

附則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する
第 16 条、第 23 条

(様式A)

障害馬術競技会公認申請書

平成 年 月 日

社団法人日本馬術連盟会長 殿

申請者
主催団体

代表者氏名 印

下記のとおり、公認障害馬術競技会として開催いたしたく公認申請料を添えて申請いたします。

記

1. 競技会の名称 _____

2. 主催団体 _____

3. 主催団体の連絡先 _____

(住所及び電話番号) _____ TEL: _____

4. 担当者氏名/連絡先(携帯) _____ / _____

5. 会場 _____

6. 日程 _____

7. 申請カテゴリー _____ ★★ ★ . ★★ . ★

8. 実施する認定種目						
ノーマル競技	大障害	×	種目	中障害A	×	種目
	中障害B	×	種目	中障害C	×	種目
	中障害D	×	種目			

スピードアンドハンディネス競技	大障害	×	種目	中障害A	×	種目
	中障害B	×	種目	中障害C	×	種目
	中障害D	×	種目			

料金	公認申請料	★★★/105,000円	★★/52,500円	★/31,500円
	種目認定料	10,500円	×	種目 = _____円
				(消費税込み)

月 日 送金	合計	_____円
--------	----	--------

9. 大会役員 (添付)

10. 実施要項 (添付:種別、クラス、高さ、幅、個数、適用規程 必須)

11. 施設 (概略資料を添付)

外来厩舎数 _____ 馬房 _____

競技場サイズ _____ m × _____ m _____ 面

練習場サイズ _____ m × _____ m _____ 面

12. 参加予定頭数 _____ 頭

13. CSI-W開催の有無 _____ 有 . _____ 無

公認障害馬術競技会カテゴリー制度細則

(目的)

第1条 公認競技会を一定の基準を設け、カテゴリー区分することにより、馬術競技のより一層の普及と発展を図り、選手の競技力向上と併せて世界に通じる人馬の育成と社会に貢献するスポーツ馬術の発展に寄与することを目的とする。

(カテゴリー)

第2条 カテゴリーの分類は、下記の通りとする。

★★★ (3スター)

★★ (2スター)

★ (1スター)

(申請)

第3条 主催者は、別途定める期限までに別表による基準にしたがってカテゴリー区分を自己申告する。ただし、カテゴリー区分の条件を著しく満たしていない場合は、障害馬術本部が主催者に対して下位の区分への格下げ或いは取り消しを宣言することができる。なお、上記に生じる問題等については主催者側の責任とする。

- 2 ★★★及び★★を開催しようとする主催者は、所定の申込締切日までに障害馬術本部宛て日程及び場所を申請しなければならない。

(基準)

第4条 カテゴリー区分の基準は別表の通りとする。

(認定)

第5条 申請があった競技会については、障害馬術本部が審査し認定する。なお、★★★及び★★については、日程重複を避けるため日程調整会議にて調整する。

(調整)

第6条 ★★★について、シーズンにおける所定の回数を超える申請があった場合、障害馬術本部が審査し日程調整会議で調整し認定する。

附則 平成15年1月1日より施行する。

附則 平成15年11月11日より施行する。

附則 平成16年11月15日より施行する。

附則 平成17年4月1日より施行する。

附則 平成21年4月1日より施行する。

附則 平成21年10月14日より施行する。

附則 平成23年4月1日より施行する。

別表

日本馬術連盟公認競技会カテゴリー基準（障害馬術）

カテゴリー基準項目		★★★	★★	★	
施設関係	1. 馬場関係	本競技場	4,000㎡以上	3,500㎡以上	3,000㎡以上
		準備運動馬場	2ヶ所以上	2ヶ所以上	1ヶ所以上
		調馬索場	必要	必要	
	2. 観客収容能力		200名以上	100名以上	
	3. 馬匹収容能力（馬房数）		約150頭以上	約100頭以上	約50頭以上
	4. 装蹄師		常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須
	5. 獣医師		常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須
	6. 救護医師または看護師		常駐を必須	常駐を必須	常駐を必須
	7. 散水、ハロー等による馬場の整備		必須	必須	必須
	8. 放送設備		必須	必須	必須
	9. 自動計測（1/100秒）による掲示		必須	必須	
	10. 駐車場、トイレ		必須	必須	必須
	11. 飲料水（自動販売機）の設備		必須	必須	
12. 装蹄所、診療所、救護所		必須			
13. 施設管理責任者		責任者氏名：	責任者氏名：	責任者氏名：	
競技運営関係	1. CSI-Wの実施	実施しなければならない	実施できる（平成24年度以降は実施できない）	実施できない	
	2. 場内デコレーション	必須	必須		
	3. 競技会の継続	過去8年以上の開催	過去3年以上の開催		
	4. 開催日数	3日間以上	2日間以上		
	5. 実施競技数	大障害、中障害A/Bを含む5競技以上を実施	中障害A/Bを含む2競技以上を実施	認定種目を実施	
役員資格関係	1. 審判長の資格	障害馬術本部が認定した者	障害馬術本部が認定した者	障害馬術本部が認定した者	
	2. 上訴委員長の資格	FEI規程に準ずる	FEI規程に準ずる	FEI規程に準ずる	
	3. 技術代表	競技会に精通した者を配置すること	配置することが望ましい ただし、CSI-Wを実施する場合は、競技会に精通した者を配置すること	配置することが望ましい	
	4. コースデザイナーの資格	障害馬術本部が認定した者	障害馬術本部が認定した者	JEFコースデザイナー資格1級またはS級を有する者	
	5. アシスタントコースデザイナー	JEFコースデザイナー資格者を配置すること	JEFコースデザイナー資格者を配置すること	任意	
	6. チーフスチュワードの資格	JEF審判員資格1級以上を有する者	JEF審判員資格2級以上を有する者	JEF審判員資格3級以上を有する者	
障害物等	1. FEI規程に定められた障害、セーフティークップ	必須	必須	必須	
	2. 障害の個数	競技会規程参照	競技会規程参照	競技会規程参照	
	3. 最大の高さを有する障害個数	大障害：2個～80%を含む 中障害：50%～70%を含む	大障害：2個～30%を含む 中障害：30%～50%を含む	大障害：2個～30%を含む 中障害：2個～30%を含む	
	4. 上記3.以外の障害物	-10cmまで（第1障害を除く）	-10cmまで（第1障害を除く）	-10cmまで（第1障害を除く）	
	5. 最大幅を有する障害個数	1個以上	1個以上	1個以上	
	6. 分速	中障害B以上：375m～400m 中障害C/D：競技会規程第14条に準ずる	競技会規程第14条に準ずる	競技会規程第14条に準ずる	
水濺障害		中障害B以上の各クラスで大会期間中1回以上使用する	中障害B以上の各クラスで大会期間中1回以上使用できる	中障害B以上のクラスで使用できる	
報奨金総額	1. 飼育奨励金総額	300万円以上	100万円以上		